

広域ごみ処理施設整備・運営事業
 第2回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	15	第3章	2	(10)	8)				開札	「開札場所、開札日時及び開札への立会い等については、別途、事業提案書及び入札書を提出した者に通知する。」とありますが、開札時には非価格要素点も発表されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	20	第3章	3	(2)	(ウ)				本件施設の運営業務を行う者の要件	本施設の運転業務を行う者は参加表明書の提出期限日において貴市の入札参加資格「物品・その他委託」のうち、「ごみ焼却施設管理」への登録が必要と理解してよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
3	入札説明書	20	第3章	3	(2)	(ウ)				本件施設の運営業務を行う者の要件	本件施設の運営業務を行う者として構成企業に名を連ねた企業は、運営業務中の主たる業務（運転業務・維持管理業務）を行う必要があると理解してよろしいでしょうか。	構成企業が必ずしも主たる業務を行う必要はありません。
4	入札説明書	20	第3章	3	(2)	(オ)	③			副生成物の資源化を行う者の要件	「提案する副生成物の資源化等施設において、副生成物資源化業務を実施するための必要な許認可を取得していること」と記載がありますが、副生成物の資源化を行う者の要件②（資源化施設の稼働実績）と同様に参加表明書の提出期日において許認可を取得している必要があると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
5	入札説明書	25								焼却主灰の資源化方法について	焼却処理によって重金属類が焼却灰に濃縮して含有されるため、貴市におかれてもこれまで焼却灰は最終処分場で埋立処分されてきたと存じます。 資源化方法は貴市が廃棄物処理施設整備基本計画で技術調査対象にされた方法以外にも、焼却灰をセメント固化し再生砕石として利用する造粒固化方法がありますが、従来、最終処分場に埋立てていたものを再利用しており環境面に不安が残る技術です。 また、搬入ごみには重金属類が含有している可能性があり運営事業者では制御できない事象のため、焼却灰を資源化する場合は熔融、焼成等による重金属類の揮散が必要と認識しています。 そのため、資源化方法は貴市が廃棄物処理施設整備基本計画で技術調査対象にされた方法に限定するものとご指定くださいますようお願い致します。 もしくは、搬入ごみ由来で造粒固化業者の受入基準を超過する重金属類の含有が確認された場合は、貴市にて追加で必要となる資源化費用をご負担いただけないでしょうか。	前段 ご意見として頂戴いたします。 後段 資源化業者が要求する受入基準を満たすことは事業者の所掌範囲であるため、質問内容にある事態が発生した場合は事業者負担となります。
6	入札説明書	29	第6章	4						ボイラータービン設置者	特別目的会社を設立する場合、ボイラータービンの設置者は特別目的会社になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	30	第6章	6	(2)	5)	(7)から (オ)			履行保証保険の加入について	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答No.14において、西尾市契約規則第31条第3号の適用により、契約保証金が免除された場合には、第6章6（2）5）（7）から（オ）に記載されている履行保証保険等の加入も不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書添付資料-4	5	4	(2)	表3					改定に用いる指標	運営変動費Cの改定対象について再資源化に使用する材料費（セメント等）を加えていただきたくご検討をお願いいたします。	入札説明書に記載のとおりとします。
9	入札説明書添付資料-4	6	4	(3)						副生成物運搬業務委託費及び副生成物資源化業務委託費の超過分に対する措置	①業務を行う事業者の変更は無いが事業者間で灰量の割り振りが変更となり、結果的に変動費B又は変動費Cが当初金額を超過する場合についても、同様の考え方で当該超過分を事業者が負担すると理解してよろしいでしょうか。 ②①の理解が正しい場合、20年間にわたる運営期間の中で資源化企業に予定外の施設トラブルが生じ、一時的に灰量の割り振りを変更せざるを得ないことも考えられます。したがって、当該超過分に対する措置は年度単位で行うのではなく、運営期間終了年度に20年間の累計額が当初金額を超過した場合に適用、としていただけないでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②副生成物運搬業務委託費及び副生成物資源化業務委託費の超過分に対する措置は、年度単位で実施します。

広域ごみ処理施設整備・運営事業
 第2回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
10	入札説明書添付資料－5	4	3	(2)	3)					減額率	3) 減額率には、処理対象物を受入れた日と受入れ不能であった日それぞれ毎に減額率が設定されており、排ガスの停止基準値超過が原因で運転停止した場合の減額率は、ごみピットで受け入れた日が10%、受入れ不能であった日が100%となっています。一方で、2) 減額の算定方法式は、「減額＝（1日当たりの運営固定費A：円/日）×受入不能日数：日×（減額率：%）」となっており、ごみの受入れが可能な場合は、減額はなしという結果になります。 2) の算定式の通り、排ガスの停止基準値超過が原因で運転停止した場合、ごみピットでのごみ受入れが可能であれば、減額措置はないとの理解でよろしいでしょうか。	修正した入札説明書を参照してください。
11	入札説明書添付資料-5	10	8	(3)						提案地域企業発注金額未達減額措置	「本市は、運営業務地域企業発注金額達成状況報告書の内容を確認した結果、当該年度の実績地域企業発注金額が提案地域企業発注金額を下回った場合、運営業務委託契約の契約金額のうちの未達成分として、未達成分の金額を運営事業者に支払う当該年度の3月分運営固定費から減額する。ただし、提案地域企業発注金額の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。」とありますが、メンテナンス・修繕計画の変更や突発的な対応などにより、年度間で金額の変動が生じる恐れがございます。従って、地域企業発注金額について各年度では確認までに留め、運営期間終了年度に20年間の実績地域企業発注金額が提案地域企業発注金額を下回った場合には減額する、としていただけないでしょうか。	事業者の責めに帰すことのできない事由であることが明らかであると本市が認めた場合には、ご提案の内容を認める場合がございます。
12	入札説明書添付資料-5	10	9	(3)						本市による本市内雇用者給与達成状況の確認	「本市は、運営業務本市内雇用者給与達成状況報告書の内容を確認した結果、当該年度の実績本市内雇用者給与が提案本市内雇用者給与を下回った場合、運営業務委託契約の契約金額のうちの未達成分として、未達成分の金額を運営事業者に支払う当該年度の3月分運営固定費から減額する。ただし、提案本市内雇用者給与の未達が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにした場合には、この限りではない。」とありますが、貴市内雇用者給与について各年度では確認までに留め、運営期間終了年度に20年間の実績貴市内雇用者給与が提案貴市内雇用者給与を下回った場合には減額する、としていただけないでしょうか。	ご質問にあるとおり、事業者の責めに帰すことのできない事由であると本市が認めた場合には、ご提案の内容を認める場合がございます。
13	落札者決定基準	4	3	(2)	表 1	1	No. 1 、 No. 3			準備工事の定義	「準備工事」が評価の視点に記載されておりますが、想定される工事内容についてご教示いただけますでしょうか。	「準備工事」の記載は不要なため削除します。修正した落札者決定基準をご参照ください。
14	落札者決定基準	4	3	(2)	表1	1	(4)	①		設計・建設業務及び運営業務における地域企業発注	設計・建設業務及び運営業務における地域企業発注の評価基準について建設及び運営とも評価の視点が「発注金額が最大化されている」と記載されています。 これは発注金額を定量的に評価することを意味していると理解していますが、No. 8地元雇用やNo. 25コスト変動のように定量評価の基準を明確にしていただけないでしょうか。	発注額が最大化されているかつ本市に本社がある企業への発注金額を重視し、定性的に評価を実施します。

広域ごみ処理施設整備・運営事業
 第2回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答																																										
15	落札者決定基準	4	3	(2)	表1	1	(4)	①		設計・建設業務及び運営業務における地域企業発注	第1 回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）No28にて 質問：落札者決定基準の評価項目 1. （4）地域貢献において、「特に本市に本社がある企業への発注額」が評価されると記載がありますので、地域企業発注金額達成状況の確認についても西尾市と岡崎市・幸田町への地元企業発注額をそれぞれ区別して確認して頂きますよう、お願いします。 回答：ご意見として参考にいたします。 との質問回答がありましたが、このルールが明確化されない場合、西尾市・岡崎市・幸田町の地域企業発注金額の合計額のみ履行義務が生じますので、岡崎市や幸田町の企業への発注額を提案書上では西尾市の企業への発注額として記載し、実施時には岡崎市・幸田町の企業へ発注したとしても、何もペナルティーが生じないことになります。地域企業発注金額達成状況の確認の際、西尾市・岡崎市・幸田町の地域企業発注金額の合計額が提案値を達成していたとしても、西尾市の地域企業発注金額が提案値を達成していない場合にはペナルティーが発生すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																																										
16	落札者決定基準	4	3	(2)	表1	1	(4)	①		設計・建設業務及び運営業務における地域企業発注	第1 回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）No32にて 質問：「特に本市に本社がある企業への発注額」を評価すると記載がありますが、西尾市と岡崎市・幸田町 の地元発注企業の発注額は具体的にどのように評価されるか考え方をお示し頂けないでしょうか。 （例 西尾市の地元企業への発注額には一定の係数を掛けて評価上の地元発注額とみなすなど。） 回答：本市に本社がある企業への発注金額を重視して定性的に評価します。 との質問回答がありました。 西尾市、岡崎市・幸田町の地元企業への発注額がどのような重み付けになるかにより、2市1町の地元企業にどの程度の発注額を見込むかが変わるため、以下のような発注ケースによる、評価の順位付けをご教示いただけないでしょうか。 <table><tr><td></td><td>ケース1</td><td>ケース2</td><td>ケース3</td><td>ケース4</td><td>ケース5</td></tr><tr><td>地元発注額</td><td>100億円</td><td>100億円</td><td>100億円</td><td>120億円</td><td>120億円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>以下、地元発注額の内訳</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>西尾市の地元企業への発注額</td><td>100億円</td><td>0億円</td><td>34億円</td><td>0億円</td><td>40億円</td></tr><tr><td>岡崎市の地元企業への発注額</td><td>0億円</td><td>50億円</td><td>33億円</td><td>60億円</td><td>40億円</td></tr><tr><td>幸田町の地元企業への発注額</td><td>0億円</td><td>50億円</td><td>33億円</td><td>60億円</td><td>40億円</td></tr></table>		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5	地元発注額	100億円	100億円	100億円	120億円	120億円							以下、地元発注額の内訳						西尾市の地元企業への発注額	100億円	0億円	34億円	0億円	40億円	岡崎市の地元企業への発注額	0億円	50億円	33億円	60億円	40億円	幸田町の地元企業への発注額	0億円	50億円	33億円	60億円	40億円	ご提示いただいた各ケースにおける順位付けの回答は控えますが、発注額が最大化されているかつ本市に本社がある企業への発注金額を重視し、定性的に評価を実施します。
	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース5																																																	
地元発注額	100億円	100億円	100億円	120億円	120億円																																																	
以下、地元発注額の内訳																																																						
西尾市の地元企業への発注額	100億円	0億円	34億円	0億円	40億円																																																	
岡崎市の地元企業への発注額	0億円	50億円	33億円	60億円	40億円																																																	
幸田町の地元企業への発注額	0億円	50億円	33億円	60億円	40億円																																																	
17	落札者決定基準	4	3	(2)	表1	1	(4)	②		地元雇用	西尾市は自動車関連の大手企業も多く企業の雇用需要が高いため、西尾市内在住者のみで運転業務における地元雇用率を高めることは非常に難しいと想定されます。 地域企業発注金額でも岡崎市、幸田町を対象にしていることから、地元雇用率の計算についても西尾市に加え、岡崎市・幸田町内 在住者を対象としていただけないでしょうか。 また、地元雇用率のみが評価基準となってしまうと、事業者は地元雇用率のみを追求し、運転員の働きやすさや雇用定着化に向けた取組みと言った企業の社会的責任を軽視してしまうことを危惧します。 以上のことから地元雇用率で評価するのではなく、地域からの雇用方法や雇用形態、また雇用した方への教育・育成方針、雇用を定着させるための施策などを評価するよう、評価基準を修正いただけないで しょうか。	落札者決定基準に記載のとおりとします。																																										

広域ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
18	落札者決定基準	5	3	(2)	表1	7	(1)	①		長寿命化計画	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）No. 299にて 質問：運營業務期間外の維持管理費の提示を求められていますが、ここで提示する金額はあくまで参考値として取り扱われ、技術評価点の評価対象外と理解してよろしいでしょうか。実際には運營業務期間終了後時の設備の老朽化具合に応じて協議いただけると理解してよろしいでしょうか。 回答：前段のご質問について、金額は参考値として取り扱いますが、非価格要素審査における評価項目No24「長寿命化計画」は、この金額も参考に評価することになります。後段のご質問については、ご理解のとおりです。 との質問回答がありました。 21年目以降の維持管理費は施設稼働状況により大きく変動しますし、また、21年目以降の運營業務の契約が確約されていない事業者が参考値として提示する金額は実態とは大きくかけ離れた金額となる可能性が高いと考えます。そうした金額が評価の参考とされた場合、適正な技術評価に影響を及ぼす恐れがあります。以上のことから、21年目以降の維持管理費は評価の際に参考とはせず、21年目以降の運営費縮減に対する方策等の提案を評価していただきますようお願いいたします。	ご意見として頂戴いたします。
19	落札者決定基準	5	3	(2)	表1	7	(2)	①		コスト変動対応	コスト変動指数の算出にあたって、以下をご教示いただけますでしょうか。 ①コスト変動指数の算出にあたっては、運搬・資源化に係る電力料金・燃料料金も含めるものと理解してよろしいでしょうか。 ②上記の理解が正しい場合、コスト変動指数算出のため岡崎市中央クリーンセンターにおける電力料金・燃料料金をご教示いただけますでしょうか。 ③「入札説明書添付資料-4 4. 運営費の改定 表3改定に用いる指標」では燃料費の指標としてコークスが挙げられていませんが、資源化においてコークスを使用する場合には当該費用も燃料料金として見なされると理解してよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②紙面に記載の単価に占める岡崎市中央クリーンセンターの電気使用料の割合は0. 61%、燃料料金の割合は11. 70%となっています。 ③ご理解のとおりです。
20	落札者決定基準	5	3	(2)	表1	7	(2)	①		コスト変動対応	コスト変動指数算出に用いる電力料金・燃料料金については、「様式8-1～8-12 事業計画に関する提出書類」に記載の金額と整合させる必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	1	第1章							工事計画	黄鉄鉱等を含む可能性のある地域との認識ですが、掘削土は産業廃棄物との認識でよろしいでしょうか。また、実掘削土が産業廃棄物の場合、その処理または処分に係る費用及び期間については協議対象となりますでしょうか。	前段 黄鉄鉱を含む可能性のある地域であるものの、地質調査結果からは黄鉄鉱は見受けられませんでした。掘削土を搬出する場合、測定結果及び搬出先によっては残土又は産業廃棄物となります。 後段 その場合は、協議に応じます。工事に際しては、地域特性にご留意のうえ施工してください。
22	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	1	第1章							総則（既存解体について）	要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編及び第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答No. 42において、貴市が行う既存解体は雨水排水設備含めて全ての地下構造物を撤去されることですが、要求水準書添付資料5や添付資料（追加）45等で、事業実施区域内に既存焼却棟工場への給水管、又既存焼却棟からの排水管等があります。「必要に応じて切り回しを行う事」となっておりますが、具体的にどの配線・配管が残置されるのかご指示願います。	管理棟解体後の敷地条件は、要求水準書添付資料（追加）—53「管理棟解体後 配置図」を参照してください。
23	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	1	第1章							総則（既存解体について）	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答No. 42において、貴市が行う既存解体は雨水排水設備含めて全ての地下構造物を撤去されると回答をいただいておりますが、要求水準書添付資料5では、事業実施区域内に、周囲フェンス、植栽地盛山があります。これは貴市解体工事時に撤去され、平地整備されると判断してよろしいでしょうか。一部残存となる場合、具体的にどの様に残存となるのかご提示願います。	管理棟解体後の敷地条件は、要求水準書添付資料（追加）—53「管理棟解体後 配置図」を参照してください。

広域ごみ処理施設整備・運営事業
 第 2 回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
24	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	1	第1章							総則（既存解体について）	詳細設計を行うにあたり、事業実施区域内にて工事着手前に地盤調査を行う必要がありますが、調査可能な時期をご指示願います。（可能であれば既存解体工事期間以外を希望します）	管理棟の解体工事が完了する令和8年6月以降とします。
25	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	カ			資材置場①	資材置場①に配置予定の24～27 m ² のフックロールコンテナ2つとペットボトル成型品を載せるパレットは、貴市の所掌範囲という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	カ			資材置場①	「事業実施区域（先行工事エリア）に24～27m ² のフックロールコンテナ2つとペットボトルの成型品を移動・保管・積み込むスペース及び動線を確保すること。」とありますが、現西尾市クリーンセンターの敷地側から事業実施区域内的の資材置場①にアクセスする為に仮囲いに蛇腹のゲートを設けるなどして一部開放状態とすることをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。ただし、開放箇所は、本市との協議によります。
27	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	キ			資材置場②	「資材置場②の位置は要求水準書添付資料－2「工事ステップ図」に示すとおりである。また、資材置場②の配置案については、要求水準書添付資料－3「資材置場②の配置案」を参照のこと。」とありますが、「資材置場②の配置案」記載の位置への移動は貴市にて実施いただけるものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	キ			資材置場②	「建設事業者は、資材置場②の移設先は雨に濡れない措置を行い、この資材置場②を本工事終了までに事業実施区域（先行工事エリア又は追加工事エリア）に移設するものとし、必要なスペース及び動線を確保すること。」とありますが、確保したスペースへの移動については貴市にて実施いただけるものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	8	第1章	第1節	5	(6)	イ			工業用水	「工業用水の工事負担金は、本市が負担する」とありますが、工業用水の取り扱い点をご教示ください。	工業用水の取り扱い点につきましては、今後、関係機関と協議することとなります。
30	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	10	第1章	第2節	3					計画ごみ質	現焼却施設では、可燃性粗大ごみの大型木製タンスが、敷地南側にあるストックヤードで破砕処理されていますが、新施設においてもストックヤードでの作業は、貴市にてご対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。また、焼却処理対象の破砕ごみは、剪定枝同様、貴市にてプラットホームまで横持いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段のご質問、後段のご質問共にご理解のとおりです。
31	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	10	第1章	第2節	3	(1)				可燃性粗大ごみ	現焼却施設では、可燃性粗大ごみの大型木製タンスが、敷地南側にあるストックヤードで破砕処理されておりますが、タンスなどの解体で使用している重機については貴市範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	10	第1章	第2節	3	(1)				可燃性粗大ごみのリサイクル	現焼却施設では、可燃性粗大ごみの大型木製タンスが、敷地南側にあるストックヤードで破砕処理され、一部リサイクルのため外部搬出されています。新設においても同様にリサイクルのために外部搬出されるものと認識してよろしいでしょうか。 破砕処理後の焼却処理対象ごみは、第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答_No. 68にご回答いただいております可燃性粗大ごみの割合（約3%程度）に含まれるものとしてよろしいでしょうか。	前段のご質問、後段のご質問共にご理解のとおりです。
33	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	10	第1章	第2節	3	(1)				可燃性粗大ごみ	敷地南側にあるストックヤードで破砕処理した処理物をプラットホームへ横持ちされておりますが、車両台数および車種をご教示ください。 新設においても同様の車両台数がプラットホームに搬入されるという認識でよろしいでしょうか。	ストックヤードで破砕処理した処理物ではなく、資源化に適さないものをプラットホームへ運んでおります。車両台数は、午前2車、午後2車程度で、車種は軽トラックダンプ車です。本件施設運営時も同程度を見込んでおります。

広域ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
34	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	10	第1章	第2節	3	(2)				計画ごみ質	「灰分については、ごみ質分析結果ではなく、西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンターのごみ処理量及び焼却残渣発生量等から推定した値を採用している。」とあり、表1-4計画ごみ質にて灰分として9.5％程度の記載がありますが、「要求水準書添付資料－20ごみ質実績」に記載の灰分(6.5％程度)と比較して高い数値となっています。ごみ処理量及び焼却残渣発生量等から推定した値は、焼却残渣に含まれる水分や薬剤の重量は除かれた焼却残渣量に対して、推定した値と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	17	第1章	第2節	6	(1)				余熱利用計画	リサイクル棟への温水供給について、第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答_No.78に「2つの浴槽があり、22か所の混合栓が設置されています」とご回答いただいておりますので、リサイクル棟への温水供給量及び予備ボイラの能力は、現施設での運転状況より想定し、70MJ/hの能力を見込むとの理解でよろしいでしょうか。 また、余剰電力量についても、第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格者以外に関する質問）への回答_No.296でリサイクル棟への供給条件は、年間通して2.4GJ/hで計算するとご回答いただいておりますが、現施設での運転状況より想定し、70MJ/hで余剰電力を算定する計画としてよろしいでしょうか。	前段のご質問、後段のご質問共にご理解のとおりです。
36	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	33	第1章	第4節	2	(3)	ウ			地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、本市に報告したうえで本市と協議すること」とありますが、想定外の地中障害物が確認され工程遅延が生じた場合や別途費用が発生する場合、貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合、本市に報告したうえで本市と協議することとします。
37	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	34	第1章	第4節	2	(3)	オ	(キ)		仮設駐車場利用可能区域	「時系列ごとに必要な駐車場台数及び仮設駐車場利用可能区域は、要求水準書添付資料－2「工事ステップ図」及び表1－20に示す」とありますが、現西尾市クリーンセンター内の動線および資材置場①への動線を確保することを前提にリサイクル棟北側の駐車場利用可能エリアを道路北西寄りに変更提案することをお認めいただけないでしょうか。	車両動線の確保等が問題なければ、ご提案を認めます。 なお、リサイクル棟北側エリアは、現在の廃プラ成型品の積み込み場所が本工事で使用できなくなった場合に、移動・積み込み場所とすることを予定しております。
38	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	34	第1章	第4節	2	(3)	オ	(キ)		仮設駐車場利用可能区域	「時系列ごとに必要な駐車場台数及び仮設駐車場利用可能区域は、要求水準書添付資料－2「工事ステップ図」及び表1－20に示す」とありますが、工事進捗により行き止まりとなる既設ランプウェイ下のスペースを貴市職員向けの仮設駐車場利用可能区域として提案することをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
39	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	35	第1章	第4節	2	(3)	カ			既存埋設物	既存埋設物の有無を確認できる資料は要求水準書添付資料とし、該当資料にない既存埋設物等が建設工事中に干渉した場合の対策工事等の費用は、貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料に加えて、現地説明会において閲覧を認めた資料にない既存埋設物等が、建設工事中に干渉した場合の対応は、協議によるものとします。
40	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	42	第1章	第6節	3					焼却主灰	試運転期間中の焼却主灰の資源化及び処分は貴市負担となっておりますが、搬出するにあたっての基準はありますでしょうか。搬出基準がある場合は、基準値をご教示ください。	要求水準書 第Ⅰ編 第1章 第2節 7（6）アに示す基準値以下としてください。
41	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	45	第1章	第7節	表1-23					引渡性能試験方法（1/5）	保証値である「90日以上連続運転/炉」の確認方法は、運転日報や月報などでの報告をもって確認するという事でよろしいでしょうか。	90日以上連続運転に関する要領書を提出いただき、本市の承諾を得たうえで、実施していただきます。主に運転日報と月報での報告となりますが、要領書の内容に応じた報告をお願いします。
42	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	64	第2章	第2節	1	(5)	キ			既設計量棟 排水管路の整備	「既存の計量機も含めて基礎部ピットの排水管路の整備を実施すること。」について、要求水準書添付資料-30「既存ごみ計量棟の竣工図」（既設計量棟のトラックスケール詳細図）図示の排水桝からの排水取合いは、要求水準書添付資料-6「土壌汚染調査実施範囲」内において取合いの接続工事ができるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	64	第2章	第2節	1	(5)	ケ			ごみ計量機	「原則としてピットタイプを採用するものとし、ピットレスタイプを採用する場合は本市の了解を得ること。」とありますが、既存計量機に隣接する場所に設置する場合、南側に埋設されている既存施設の電路と干渉する為、ピットタイプの採用は施工時期等も鑑みると採用困難と考えられます。当該位置に計量機を設置する場合には積載台の高さレベルと進入・退出スロープ勾配を抑えることを条件にピットレスタイプの提案をお認めいただけると認識してよろしいでしょうか。	工事期間中の工事施工部分における搬入出車両への安全対策を十分に確保すること、夜間や休日作業時の近隣騒音等の対策への十分な配慮を条件とする前提で、ご提案のピットレスタイプの採用を認めます。

広域ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
44	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	72	第2章	第2節	8	(5)	エ			重機	「必要に応じて処理対象物を可燃性粗大ごみ切断機に投入する前に粗破砕等を行うものとし、そのために必要なスペースを確保し、重機等を納入すること。」とありますが、事業者にて手配することを前提に、購入して貴市に納入するかリース契約にするかは事業者による提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業期間中における重機の燃料代、点検費用、交換費用などは事業者負担となります。
45	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	74	第2章	第3節	1	(5)	シ			ごみ投入ホッパ	「感染症に罹患したおそれのある鳥及び猪等の処理が可能となるよう投入口を設けること。」とありますが、搬入ルートを確保することを前提にごみ投入ホッパにて兼用のご提案は可能でしょうか。	ごみ投入ホッパへの投入作業は、運営事業者以外の人員の作業となるため、安全性や環境面から要求水準書どおりの対応をお願いします。
46	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	132	第2章	第10節	5	(3)	サ			灰クレーン	操作方式が遠隔手動及び半自動のご指定ですが、自動運転は不可という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	132	第2章	第10節	5	(4)				灰クレーン	灰積出車両に20分程度で積込み完了できることを条件に、搬出車両積込み用ホッパの設置の有無は、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
48	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	135	第2章	第10節	7	(4)	エ	(ウ)		希釈水タンク	希釈水タンクとは混練機における加湿水を貯留するタンクと理解して宜しいでしょうか。また、応募者の運営工場においては、タンクレスでの加湿運転の実績が多数あり、問題なく運転可能な為、希釈タンクの設置要否は応募者提案とさせていただけないでしょうか。	前段のご質問について、ご理解のとおりです。 後段のご質問について、ご提案を認めます。
49	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	137	第2章	第10節	8	(2)	オ	(ケ)		飛灰処理物汚水沈殿槽	「飛灰処理物汚水沈殿槽を設けること。」とありますが、応募者の運営工場における実績上、飛灰処理物への適正な水分添加率調整により飛灰処理物ピットからの汚水流出は生じないことから、当該水槽の要否は応募者提案とさせていただけないでしょうか。または、飛灰処理物ピットの汚水対策が必要な場合、焼却主灰汚水沈殿槽との兼用をお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
50	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	146	第2章	第12節	1					生活用水	リサイクル棟、廃プラスチック減容処理施設に必要な用水の基本料金及び従量料金についても事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	146	第2章	第12節	1					生活用水	リサイクル棟への温水供給について、第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答_No. 78に「2つの浴槽があり、22か所の混合栓が設置されています」とご回答いただいております。リサイクル棟への生活用水は、浴槽と混合栓への必要容量を想定し、6.5m ³ /日を見込むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	147	第2章	第12節	2	(2)				水槽類	「プラント用受水槽及び再利用水槽は、いずれも本件施設稼働中に内部を点検できる構造とすること」とありますが、水槽上部にマンホールを設け、上部から内部を確認するとの認識でよろしいでしょうか。	水槽上部にマンホールを設けるとともに、水槽内部点検が出来るように梯子を設け、内部に降りれる構造としてください。
53	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	166	第2章	第14節	10	(1)	オ	(ア)		非常用発電設備消音器	「排気、排風及び給気設備は消音器付とし、敷地境界における騒音基準値を遵守すること。」とありますが、敷地境界における騒音基準を遵守することを前提に、消音器の要否は応募者提案とさせていただけないでしょうか。	敷地境界における騒音基準値を遵守しておれば“可”としますが、満たさなかった場合は速やかに消音器の設置を条件とします。
54	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	180	第2章	第16節	4	(5)	エ			大気質環境測定器	「敷地内1箇所に大気質環境測定器を設置し、測定データは本表示盤及び、本事業に関するホームページでリアルタイムに表示すること。」とありますが、以下についてご教示願います。 ①大気質環境測定器とは、愛知県内環境測定局で常時監視されている大気汚染常時監視項目を測定する測定器の総称と理解してよろしいでしょうか。 ②測定器の仕様は、「環境大気常時監視マニュアル 第6版(環境省)」及び「環境大気常時監視実務推進マニュアル第3版(日本環境技術協会)」に準拠した測定器と理解してよろしいでしょうか。 ③測定項目については、西尾市内の測定局(愛厚ホーム西尾苑)の測定項目(窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質、炭化水素)と同じ項目と認識してよろしいでしょうか。 ④測定項目に風向・風速が含まれる場合については、要求水準書第Ⅰ編 設計・建設業務編p173の「ク 風向風速計」にて測定するものと理解してよろしいでしょうか。	①について、ご理解のとおりです。 ②について、ご理解のとおりです。 ③測定項目については、西尾市内「愛厚ホーム西尾苑」の測定項目と同様に、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、オキシダント、非メタン炭化水素、メタン、全炭化水素、浮遊粒子状物質、PM2.5及び風向風速としてください。 ④について、ご理解のとおりです。

広域ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
55	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	185	第3章	第1節						防災拠点機能	現在、貴市様ホームページより、クリーンセンター管理棟が避難場所として指定されております。管理棟解体工事が始まってからは、指定避難場所から外れるお考えでしょうか。ご指示ください。	ご理解のとおりです。 工事期間中は、ホワイトウェイブ21が指定避難所となります。 また、本件施設稼働後は、本件施設が指定避難所となる予定です。
56	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	188	第3章	第1節	3	(1)	表3-1	3		新設計量機の屋根	「搬入用と退出用にそれぞれ2基の計量機を設ける。」について、既設の計量棟を流用した場合、搬入用と退出用で新設する計量機2基の屋根の設置要否については事業者提案としてよろしいでしょうか。	計量機に対しては、屋根を必ず設置してください。
57	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	188	第3章	第1節	3	(2)	ア			敷地出入口	「ごみ関連車両の敷地出入口は、既設と同じ場所とすること。」とありますが、敷地北側に来場者用出入口に加え、ごみ関係車両以外の工場棟関係車両用の臨時出入口を設けるご提案は可能でしょうか。	一般来場者が混乱する原因になり得るため、不可とします。ただし、現焼却棟解体時用に、北東側に門扉を設けることは可とします。
58	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	189	第3章	第1節	3	(2)	シ			既存ランプウェイ	既存ランプウェイを流用する場合、維持管理費は運営事業者範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	189	第3章	第1節	3	(2)	シ			現焼却棟のランプウェイ	「現焼却棟のランプウェイの一部を流用することは可能である。」とありますが、出口ランプウェイについては、勾配10%を考慮すると現焼却棟出口ランプウェイとの高さが合わないため、様式4-2③工事中の配置・動線計画の通り、仮設ランプウェイを設置した上で、出口側ランプウェイを一部解体し新たにランプウェイを建設する必要があります。その際、仮設ランプウェイの建設や新設ランプウェイの建設のタイミングで事業実施区域外に重機を設置せざるを得ない状況が生じますが、現焼却棟の搬入車等の動線及び安全は確保することを前提にお認めいただけますでしょうか。	現焼却棟の搬入車等の動線に加え、現焼却棟の維持管理や灰搬出などの運用に対する安全性も確保することを前提に、ご提案を認めます。
60	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	197	第3章	第2節	2	(2)	イ	(ウ)		研修室	「LEDビジョンを1箇所以上設けること。」、「LEDビジョンの使用等、遮光性に配慮した仕様（ブラインドボックス・ブラインドの設置）とすること。」とありますが、近距離・屋内での使用において、プロジェクターの方が同価格帯の製品比較では、解像度・視認性・省スペース性で優位であり、また、実績が多く、故障時の調達・更新性にも優れると考えます。 研修室を3分割せず1室として利用した場合にも問題なく視認でき、またブラインド等室内の遮光性にも配慮することを前提に、適切な寸法・仕様のプロジェクターを提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。ただし、設計時の協議により決定することとします。
61	要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編	209	第3章	第3節	2	(2)				駐車場工事	立体駐車場を選定する場合、通行する最大寸法車両を考慮した緩和勾配を設けること及び駐車場法施行令第8条のハに準ずる勾配17%以下を上限に応募者提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
62	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	10	第2章	第2節	(1)					現場総括責任者への昇格について	「令和15年以降については、同種資格及び実績を有する者への交代や同種資格を有する本施設の運転責任者が現場総括責任者に昇格することを認める。」と記載されていますが、運転責任者とは、副所長、保全責任者等事業所内で責任者とされる職位の者も含まれると理解してよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、一定の責任を負う立場の者であり、詳細は本市と運営事業者が協議により決定するものとします。
63	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	12	第3章	第4節	(2)					展開検査	「運営事業者は、月に1回以上の展開検査（パッカー車等の中身の検査）を行うこととし」とありますが、ごみ収集車（委託）は展開検査を行う必要はなく、ごみ収集車（許可）、直接搬入車において、それぞれ月に1回以上展開検査を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細な展開検査の対象車両は、本市と運営事業者が協議により決定するものとします。
64	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	12	第3章	第4節	(3)					搬入禁止物及び処理困難物の処分	「運営事業者は、本件施設の搬入禁止物を搬入した者には持ち帰らせること。また搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、搬入禁止物が残った場合の対応は、本市と協議し決定すること。」と記載されています。ガイドブック「ごみの分け方・出し方」記載の「市では処理できないもの」や「スプリングが外されていないスプリングマットレス」が搬入された場合、プラットホームに一時保管するのみで、解体等を行う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

広域ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
65	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	14	第3章	第11節	(1)					副生成物の搬出について	令和9年度から令和13年度まで岡崎市中央クリーンセンターでは基幹的設備改良(延命化)事業を予定しておりますが、その期間中も副生成物を受け入れていただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書 第Ⅱ編 運営業務編	26	第7章	第4節						見学者対応	見学者の見学時間について、第1回入札説明書等に関する質問書 No. 217でご回答を頂いた計量棟の受付時間と同様に、12:00～13:00の間は団体・自由見学のいずれも見学時間外と、考えてよろしいでしょうか。	団体見学は、ご理解のとおりです。 自由見学は、見学時間を想定しています。
67	要求水準書 添付資料-01 事業実施区域及び工事利用可能区域									工事利用可能区域(先行工事エリア)	現地見学会にて北側鉄塔付近の工事利用可能区域内側に高圧送電線及び電話線が横断している状況が確認されました(地上から高さ10m以下)。新施設の建屋と干渉する可能性が高い為、これらは移設いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	本市にて移設する方向で調整します。
68	要求水準書 添付資料-15 西尾市地質調査報告書									地質調査報告書	地質調査結果と現地状況に差異があり、土工事や基礎工法に変更が生じた場合の費用は、貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	地質調査結果に基づき適正に積算されたものと現地状況に差異があり、土工事や基礎工法に変更が生じた場合は、協議に応じます。
69	要求水準書 添付資料-25 工事用車両等利用可能区域									直接搬入車駐車スペース	添付資料25では、調整池まわりの緑地帯に直接搬入車用の待車エリアが確保されています。本エリアの工事は、本事業実施前に貴市にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、実施時期についてご教示ください。	当該添付資料にて示している調整池まわりの緑地帯である待車エリアは令和7年度の管理棟等解体工事時に整備します。 なお、工事中における動線変更等により、当該エリアの整備等が必要となる場合は事業者所掌となります。
70	要求水準書 添付資料-34 現施設整備時の洪水調整池概略検討書									洪水調整池概略検討	調整池内に構台式の現場事務所を設置するにあたり、容量検討を実施します。該当資料(平成9年8月)は廃プラスチック減容処理施設竣工前の検討書と見受けられるため、本事業開始時の調整池容量検討書をご提示頂けますでしょうか。廃プラスチック減容処理施設により減少した容積を考慮し、設定容量5,514m ³ (約5,600m ³)と要求水準書添付資料-4調整池構造図に記載のV=約5,900m ³ と比較し検討します。	廃プラスチック減容処理施設建設時の調整池容量計算は、要求水準書添付資料(追加)-54「廃棄物再生利用施設建設工事 人工地盤下平面図」を参照してください。
71	要求水準書 添付資料(追加)-43 ホワイトウェイブ21における電気設備関連資料									ホワイトウェイブ21における電気設備関連資料	低圧側単線結線図及び同施設の高調波流出電流計算書をご提示願います。	要求水準書添付資料(追加)-55「ホワイトウェイブ21竣工図(電気設備)」を参照してください。なお、高調波流出電流計算書については所有しておらず、提示ができません。
72	建設工事請負契約書(案)	13	第33条							設計・建設工事費の改定に用いる指標	設計・建設工事費の改定に用いる指標等は協議いただけると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	建設工事請負契約書(案)	14	第34条	1						提案地域企業発注金額未達減額措置	「提案地域企業発注金額(事業提案書で提案した関係市町の事業者への下請率に相応する関係市町への提案地域企業発注金額をいう。以下同じ。)」とありますが、元請企業に地元企業が含まれる場合には当該企業の受注額についても提案地域企業発注金額に含めると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	運営業務委託契約書(案)	13	第41条	第1項						計画外の運転停止時の費用負担	リチウムイオン電池が原因による火災が発生した場合、事業者が対応策を講じ、善良なる管理者の注意を払っていたとしても避けられなかった事象であることが確認できた場合における外部搬出費用等の費用は発注者負担と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書第Ⅰ編の69頁では「オ ごみピット内の火災を未然に防ぐため、ごみピット内における火災の監視・消火のための赤外線式等による自動火災検知装置及び複数台の放水銃(自動照準機能を有し、自動消火が可能なもの)を設置すること。また、放水銃は遠隔操作も行える仕様とすること。」としており、自動検知かつ自動照準機能を有していれば、ほとんどのごみピット火災に対応できていると認識しています。 このため、左記質問のような事象が起きた場合には協議によることになると考えております。
75	副生成物運搬業務委託契約書(案)									運搬事業者の資格	受注者となる副生成物運搬事業者は、本事業の入札参加資格要件である「本市の入札参加資格(業務3)役務の提供等(営業種目)建物等各種施設管理(取扱内容)一般廃棄物処理(収集・運搬)」の登録がされた者」との理解でよろしいでしょうか。また、入札参加資格は提案書提出日まで取得する必要がありますでしょうか。	入札説明書第3章3(2)(エ)①のとおり、副生成物運搬業者は、当該登録がされた者である必要があります。また、入札参加資格は、事業提案書(及び入札書)の提出までに備える必要があります。

広域ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答																																																																																																						
76	副生成物資源化業務委託契約書（案）	4	第19条							試運転について	試験運転への協力については、焼却灰の性状が資源化企業における受入基準を満たしている場合が前提と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の第19条は、資源化への協力義務を定めるもので、受入基準を満たさないなど資源化が困難なものについては、資源化が可能となるような合理的な協力を行っていただくことを想定しておりますが、合理的な努力をつくしても資源化が困難な場合にまで当該副生成物の資源化を求めるものではありません。																																																																																																						
77	副生成物資源化業務委託契約書（案）	4	第20条							副生成物の売却	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答No. 288で「副生成物資源化業者搬入後の加工製品は副生成物資源化業者に帰属するとの認識でよろしいでしょうか。」に対し「ご理解のとおりです。」とありますが、熱処理を行わない造粒固化によるリサイクルの場合、資源化業者に引き渡し後や再利用後も排出責任に関しては市に帰属していると認識してよろしいでしょうか。	副生成物資源化業者への搬入後に資源化を行ったものについては、熱処理の有無にかかわらず資源化業者に帰属しますので、排出責任も同様に資源化業者に帰属します。																																																																																																						
78	副生成物資源化業務委託契約書（案）	9	第28条							不可抗力による負担	不可抗力による損害が受注者全体ではなく、特定の副生成物資源化業者に限られる場合は、特定した当該企業の年間業務委託費の100分の1に至るまでと理解してよろしいでしょうか。 また、副生成物運搬業務委託契約書（案）第28条も同様に考えてよろしいでしょうか。	前段 第29条規定のとおり、受注者及び運営事業者が負担するのは、年間の副生成物資源化業務委託費の100分の1までです。 後段 ご理解のとおりです。																																																																																																						
79	様式集		7-7							運営業務での地域発注金額	入札説明書p. 10にて、「運営業務地域企業発注金額達成状況報告書の内容を確認した結果、当該年度の実績地域企業発注金額が提案地域企業発注金額を下回った場合、運営業務委託契約の契約金額のうちの未達成分として、未達成分の金額を運営事業者に支払う当該年度の3月分運営固定費から減額する。」とありますが、現在の様式では年度ごとの提案地域企業発注金額を示すことは困難と考えます。 提案内容の明確化や実施時の貴市における確認作業の負担低減のため、以下のような各年度ごとに発注金額を示す様式を別紙として提出することをご指定頂けないでしょうか。 <table><tr><th rowspan="2">本社所在地</th><th rowspan="2">業種など</th><th rowspan="2">企業名</th><th rowspan="2">具体的内容</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">発注予定額</th><th rowspan="2">令和31年度</th><th rowspan="2">合 計</th><th rowspan="2">備考 (関心表明の有無等)</th></tr><tr><th>令和12年度</th><th>令和13年度</th><th>令和14年度</th></tr><tr><td>西尾市</td><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">西尾市 地域発注金額</td><td>千円</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>岡崎市</td><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td></tr><tr><td>幸田町</td><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>千円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">岡崎市及び幸田町 地域発注金額</td><td>千円</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	本社所在地	業種など	企業名	具体的内容	単位	発注予定額			令和31年度	合 計	備考 (関心表明の有無等)	令和12年度	令和13年度	令和14年度	西尾市				千円					0						千円					0		西尾市 地域発注金額				千円	0	0			0	0	岡崎市				千円					0						千円					0		幸田町				千円					0						千円					0		岡崎市及び幸田町 地域発注金額				千円	0	0			0	0	ご提案のとおり、地域企業発注金額について、事業期間中における各年度の内訳が分かるようにして下さい。なお、当該内訳を示す資料は別紙として提出することを認めます。
本社所在地	業種など	企業名	具体的内容	単位	発注予定額			令和31年度	合 計	備考 (関心表明の有無等)																																																																																																								
					令和12年度	令和13年度	令和14年度																																																																																																											
西尾市				千円					0																																																																																																									
				千円					0																																																																																																									
西尾市 地域発注金額				千円	0	0			0	0																																																																																																								
岡崎市				千円					0																																																																																																									
				千円					0																																																																																																									
幸田町				千円					0																																																																																																									
				千円					0																																																																																																									
岡崎市及び幸田町 地域発注金額				千円	0	0			0	0																																																																																																								

広域ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答																																																																																							
80	様式集		7-8						地元雇用	入札説明書p. 10にて、「運営業務本市内雇用者給与達成状況報告書の内容を確認した結果、当該年度の実績本市内雇用者給与が提案本市内雇用者給与を下回った場合、運営業務委託契約の契約金額のうちの未達成分として、未達成分の金額を運営事業者に支払う当該年度の3月分運営固定費から減額する。」とありますが、現在の様式では年度ごとの提案貴市内雇用者給与を示すことは困難と考えます。 運営期間中に発生する昇給を見越した給与額を人件費単価としてご提示するため、昇給が発生していない運営開始初期は提案する人件費単価より低い金額を給与として支払う可能性があり、提案貴市内雇用者給与の未達となることを危惧しています。 そのため、以下のような各年度ごとに提案給与額を示す様式を提案書として提出することをご指定頂けないでしょうか。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">運営期間</th><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">合 計</th></tr><tr><th>令和12年度</th><th>令和13年度</th><th>令和14年</th></tr><tr><td>分野・職種</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>—</td></tr><tr><td>雇用形態</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>—</td></tr><tr><td>人数</td><td>人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>—</td></tr><tr><td>人件費単価</td><td>千円/人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>—</td></tr><tr><td>人件費</td><td>千円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>分野・職種</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>—</td></tr><tr><td>雇用形態</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>—</td></tr><tr><td>人数</td><td>人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>—</td></tr><tr><td>人件費単価</td><td>千円/人</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>—</td></tr><tr><td>人件費</td><td>千円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr><tr><td>合計</td><td>千円</td><td>0</td><td>0</td><td></td><td></td><td>0</td></tr></table>		単位	運営期間				合 計	令和12年度	令和13年度	令和14年	分野・職種	—					—	雇用形態	—					—	人数	人					—	人件費単価	千円/人					—	人件費	千円					0	分野・職種	—					—	雇用形態	—					—	人数	人					—	人件費単価	千円/人					—	人件費	千円					0	合計	千円	0	0			0	ご提案のとおり、本市内雇用者給与について、事業期間中における各年度の内訳が分かるようにして下さい。なお、当該内訳を示す資料は別紙として提出することを認めます。
	単位	運営期間				合 計																																																																																												
		令和12年度	令和13年度	令和14年																																																																																														
分野・職種	—					—																																																																																												
雇用形態	—					—																																																																																												
人数	人					—																																																																																												
人件費単価	千円/人					—																																																																																												
人件費	千円					0																																																																																												
分野・職種	—					—																																																																																												
雇用形態	—					—																																																																																												
人数	人					—																																																																																												
人件費単価	千円/人					—																																																																																												
人件費	千円					0																																																																																												
合計	千円	0	0			0																																																																																												
81	様式集		7-8						地元雇用	以下の「分野・職種」が雇用人数としてカウントされるという理解でよろしいでしょうか。 ・本施設の運転に係る職種（運転所長、運転副所長、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、運転員、整備員、受入員、場内誘導員） ・その他本施設の運営に係る職種（事務員、自由見学対応員）	ご提示頂いた「分野・職種」は地元雇用人数にカウントする「分野・職種」に含みますが、人数としてカウントする場合は、地元雇用要件を満たす必要があります。																																																																																							
82	提出書類の作成要領	1	1	(5)					提出書類	「正・副本を電子媒体に記録したものを1部提出すること」とありますが、ア〜ウの提出書類につき正本・副本を各1部ずつ提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																																																																																							
83	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	1	No. 1						本市が行う業務	売電に係る売却先や買取単価などの提案は評価対象外と回答をいただきましたが、廃棄物処理施設整備基本計画（令和5年9月）にて記載されています通り、貴市にて地域新電力会社を立ち上げることを今後検討されるものと思料いたします。 あくまで余剰電力活用の方向性は貴市にて検討・決定されることを前提とした上で、それに対するサポート体制の提案については評価対象との理解でよろしいでしょうか。	落札者決定基準に記載のとおりとします。																																																																																							
84	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	1	No. 5						焼却主灰の資源化について	岡崎市中央クリーンセンターの灰受入条件を提示して頂きましたが、これは入札説明書の別紙という取扱いと理解してよろしいでしょうか。 「また引取量、引取期間、処理単価を現時点で確約するものではありません」と記載がありますが、引取量、引取期間、処理単価が変わることで事業者側に費用が発生する場合には貴市がご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																																																																																							
85	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	1	No. 5						焼却主灰の資源化について	岡崎市中央クリーンセンターの引取条件について、紙面でご提供いただきましたが、 ①紙面に記載の単価は税込金額と理解してよろしいでしょうか。 ②紙面に記載の単価が税込金額である場合、1.1で除すると一円未満の端数が生じます。この端数を四捨五入した単価を税抜金額とすることよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②記載単価に岡崎市中央クリーンセンターへの運搬量を乗じた総額を1.1で除した後、一円未満の端数が生じた場合は、この端数を切上げしてください。																																																																																							
86	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	1	No. 5						焼却主灰の資源化について	岡崎市中央クリーンセンターについて、令和9年度から令和13年度まで基幹設備改良（延命化）事業を予定しているとのことですが、この期間中も引取可能量は変わらないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																																																																																							

広域ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
87	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	3	No. 18							改定に用いる指標	内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）が公表している「契約に関するガイドライン」が令和6年6月3日に改正され、物価の変動による対価の改定の基準起点について「入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられる」と記載されております。第1回目の改定に係る比較対象について、提案書提出月の令和7年6月時点で公表されている最新の指標（直近1年間の平均値）としていただけないでしょうか。	入札説明書に記載のとおりとします。
88	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	4	No. 35							非価格要素審査における評価項目No. 18「エネルギー回収能力」	「ごみ量・ごみ質変動も踏まえたうえで、運営業務期間を通じた余剰電力量が最大化されているか。」について、第1回質問回答にて「各ごみ質及びごみ処理量に応じた余剰電力を比較し、評価を行います。」とありましたが、具体的なお考えについて以下ご教示願います。 ①計画処理量70,112t/年において、ごみ質出現頻度の最も高い基準ごみ時の売電量を最大化することを再優先に設計した上で、他のごみ量・ごみ質条件についても、可能な限り売電量を最大化する提案がなされているかが評価の視点という理解で宜しいでしょうか。例えば低質ごみや高質ごみ時の売電量を最大化する設計とした場合、基準ごみ時の売電量は低下します。 ②各算出条件ごとの提案余剰電力量について、各ごみ量・ごみ質条件の出現頻度を考慮した加重平均値にて評価がされると理解してよろしいでしょうか。 ③助燃により入熱を意図的に増やすことでも発電量を向上できますが、非価格要素審査における評価項目No. 20「脱炭素」の観点から、助燃はごみの自然限界を下回るごみ質の場合や、燃焼室出口温度850℃以上を維持するために必要な場合にのみ使用することが前提と理解してよろしいでしょうか。	1点目及び2点目のご質問について、要求水準書添付資料-18で示したとおり、基本的にごみ処理量は経年的に減少していくと想定しています。ただし、将来的なごみ量は確約できるものではなく、災害廃棄物の発生等も可能性があります。また、蒸気タービンについて、設計点に対して上回る蒸気量は発電に回せず、復水器にて処理する形になると考えており、設計点を低めにした場合に熱を捨てることになると考えます。これらについては、運転稼働日数の考え方など、運営側での工夫もあると考えますので、いずれの変動側に対しても提案を求めているとご理解ください。ただし、基本的にはごみ量は減少すると予測していることを踏まえてご提案ください。 3点目のご質問について、要求水準書においては特に指定をしておりませんが、落札者決定基準において脱炭素も評価の対象としていることに留意ください。
89	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	5	No. 45							資材置場②	「2,300mm×6,300mmのコンテナを1個保管」とありますが、用途はダンボールの場外搬出用コンテナと理解してよろしいでしょうか。その場合、プラットホーム内の安全動線確保の為、当該コンテナは資材置場②のみ設置し、プラットホームから資材置場②までのダンボール一時貯留及び搬送方法は応募者提案をお認めいただけないでしょうか。	当該コンテナは、現状廃プラスチック減容処理施設南側に設置しているもので、用途は段ボールの場外搬出用コンテナではなく、小型家電等を保管するためのコンテナです。
90	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	8	No. 68							可燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみの計画処理量について、「可燃ごみ及び可燃性粗大ごみの合計のうち、可燃性粗大ごみの割合は約3%程度とお考えください。」とありますが、要求水準書添付資料-23「日毎時間別・収集区分別搬入台数集計【R5年度】」より年間搬入日数から1日当たりの平均処理量として算出した場合、10t/日未満になります。粗大ごみ切断機の処理能力[15]t/[5h]は、プラットホームにおける受入渋滞への配慮や、可燃性粗大ごみ貯留ヤードの貯留容量を超えないことを条件に、計量棟の受付時間範囲内で、処理能力や運転時間を応募者提案により設定することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
91	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	8	No. 70							計画ごみ質	「可燃性粗大ごみには剪定枝も含まれます。なお、ストックヤードで粗破碎した後に新ごみ処理施設に搬入する場合と、粗破碎をせずに直接搬入する場合があります。」とありますが、ストックヤードから新ごみ処理施設へ搬入する剪定枝の台数は添付資料「剪定枝等搬入・搬出年報」の搬出の欄に示してある台数との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料—19の搬出欄に示してある台数ではなく、質問回答No. 33に示す台数となります。
92	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	9	No. 78							余熱利用計画(リサイクル棟)	「リサイクル棟への温水による熱供給量についてのデータはありません。」とありますが、公平な審査の観点から、様式7-18でご提示する余剰電力量算出用の熱供給量をご提示願います。	質問回答No. 35をご参照ください。
93	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	14	No. 128							ダンピングボックス駆動方法	ダンピングボックスの駆動方法「電動式(VVVF)」は要求水準書記載の通りとのご回答ですが、可変速にする用途をご教示いただけないでしょうか。可能であれば、VVVF要否は応募者提案とさせていただきます。	電動式でVVVFを適用しませんでした、開から閉まで等速度で動くため、全開時と全閉時に慣性モーメントによる衝撃を受けることから、機器の寿命を短くすることを懸念しています。よって、要求水準書に記載のとおりとします。

広域ごみ処理施設整備・運営事業
 第2回入札説明書等に関する質問書への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
94	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	15	No. 145							ろ過材取替え用ホイス	要求水準書に記載の通り、「ろ過材取替え時のスペースを確保し、取替え用のホイスを設置すること。」とのご回答ですが、ホイスの設置は機器架台がろ過材の交換時に干渉する等、作業性を悪化させる懸念があります。応募者の運営工場における実績上、ホイスを使用せず、ろ布およびリテーナの交換は可能な為、取替え用のホイスの設置要否は応募者提案をお認めいただけないでしょうか。	ろ過式集じん器の天蓋や内蓋の開閉作業なども兼ね安全上からも取換え用ホイスの設置をお願いします。また、ろ過材の交換時には干渉しないよう配慮をお願いします。
95	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	17	No. 158							水槽類	「プラント用受水槽及び再利用水槽は、いずれも本件施設稼働中に内部を点検できる構造とすること。」に対し、「施設稼働中においてもプラント受水槽及び再利用水槽それぞれが内部点検ができる構造としてください。それぞれの水槽で必要容量を確保してください。」とのご回答ですが、プラント用水受水槽の必要容量(常時1炉運転時(基準ごみ)における使用量の7日分以上の容量)については、2槽の合計で使用量の7日分以上の容量を確保する提案をお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
96	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	18	No. 173							電力会社との特高ケーブルの取り扱い点について	特別高圧線鉄塔から地中引き込みした場合の電力会社との協議事項があればお示しください。（特に敷地境界線外の工事所掌について）	敷地境界線外の工事の所掌は電力会社であり、現状特段の協議事項等はありません。
97	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	20	No. 194							ランプウェイの幅員	ランプウェイの幅員について、「新設部分については要求水準書のとおりとします。」とありますが、片側通行6m以上の幅員を確保することは、現焼却棟と干渉するため困難です。既設ランプウェイの一部流用をお認めいただいていることから、想定される最大車両の通行が可能であること、カーブ部分には車両軌跡を考慮した幅員を確保することを条件に、既設同様の幅員をお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
98	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	23	No. 221							資源物の保管容器について	プラットホームと資材置場②に保管するメッシュパレット及び8㎡コンテナの所掌は貴市範囲という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	24	No. 223							副生成物の搬出	岡崎市中央クリーンセンターに搬出する焼却主灰に、キレートの添加は認めない、とのご回答を頂いておりますが、岡崎市中央クリーンセンターとキレート添加が必要な資源化企業の両方に搬出する場合、装置内の残留キレートや機器付着灰の混入を防ぐため、キレート添加する機器より後段のすべての機器（焼却主灰押出装置、焼却主灰コンベヤ、焼却主灰ピット、灰クレーン）は、キレート添加有無を系列で分ける措置（各炉2系列）が必要との認識でよろしいでしょうか。またその場合、灰ピットの容量はキレート有無のそれぞれで、1炉基準ごみ時の7日分が必要との理解でよろしいでしょうか。	各資源化業者の受入基準を満たす運用をお願いします。灰ピットの容量は、キレート有無のそれぞれで7日分は不要であり、合計して7日分以上を確保してください。
100	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	25	No. 232							自由見学の受付時間について	「現施設では自由見学は許可していません。」とのご回答ですが、新施設における自由見学者の見学可能時間帯及び曜日について、想定条件をご指定願います。また、団体見学を行う曜日および時間帯についても、想定条件をご指定願います。	自由見学の見学可能時間帯は8時30分～17時、見学可能曜日は、日曜及び祝日並びに年末年始を除いた曜日を想定しています。団体見学は9時～12時及び13時～17時、見学可能曜日は、土曜、日曜及び祝日並びに年末年始を除いた曜日を想定しています。
101	第1回入札説明書等に関する質問書（入札参加資格以外に関する質問）への回答	33	No. 301							運営変動費B（副生成物運搬業務費）	項目ごとの内訳を記載すべき旨は承知しました。ただし、副生成物の運搬を行う企業は本事業で使用する車両・人員を用いて他事業も行っているため、本事業における各費目の数量および単価を提示することは不可能です。したがって、項目ごとに内訳は示しますが、単位は一式、とさせていただけないでしょうか。また、運営変動費C（副生成物資源化業務費）についても同様とさせていただけないでしょうか。 例) 変動費単価B：10,000円 内訳：燃料費 量：1 単価：2,000 金額2,000 電気料金 量：1 単価：2,000 金額2,000 水道料金 量：1 単価：2,000 金額2,000 維持管理費 量：1 単価：2,000 金額2,000 人件費 量：1 単価：2,000 金額2,000	ご提案を認めます。